## 令和3年第2回定例会

# 長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和3年9月27日 開会 令和3年9月27日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

## 令和3年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和3年9月27日

## 1 出席議員

	1番	中	Щ	和	夫	君	2	2番	岡	沢	与志	隆	君
;	3番	向	後	研	_	君	4	4番	小久	.保	とも	ے	君
	5番	ます	ーだ	よし	お	君	6	6番	常	泉	健	_	君
,	7番	鵜	沢	_	男	君	8	3番	森		佐	衛	君
,	9番	슺	関	澄	男	君	1 (	)番	中	村		勇	君
1	1番	小	倉	利	_	君	1 2	2番	冏	井	市	郎	君
1	3番	酒	井	良	信	君	1 4	4番	大多	和	正	之	君
1	5番	古	坂	勇	人	君	1 6	6番	鶴	岡	喜	豊	君
1	7番	松	野	唱	平	君	1 8	3番	大	倉	正	幸	君

## 2 欠席議員

なし

## 3 説明員

管 理 者	田中	豊	彦	君	副管理者	馬	淵	昌	也	君
副管理者	田中	憲	_	君	副管理者	小	髙	陽	_	君
副管理者	石 井	和	芳	君	副管理者	清	田	勝	利	君
副管理者	平 野	貞	夫	君	代表監査委員	白	井	伸	夫	君
事務局長	秋 葉	紀	裕	君	消防長	斉	藤		豊	君
水道部長	秋 山		忠	君	公立長生病院 事 務 部 長	牧	野		悟	君
水道部次長	白 井	光	夫	君	事 務 局 総務課長	中	村	年	孝	君
環境衛生課長	今 井	孔	才	君	医療民生課長	杉	﨑	正	文	君
水 道 部管理課長	齋 藤	良	和	君	公立長生病院 総 務 課 長	菅	谷	直	博	君

## 4 事務局職員

 議
 会
 高
 山
 浩
 二
 書
 記
 秋
 葉
 正
 人

 書
 記
 倉
 持
 康
 夫
 書
 記
 大
 塚
 将
 史

#### 議 事 日 程

#### 令和3年9月27日 午前10時開議

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 副議長の選挙
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 一般質問
- 第 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑
- 第12 議案第1号 令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 議案第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件

○議会事務局長(髙山浩二)皆様、おはようございます。

令和3年第2回定例会につきましては、当初、8月27日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、延期とさせていただきました。その後、再度、日程を調整させていただき、本日、第2回定例会を開催する運びとなりました。皆様には日程調整等御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

また、この延期に伴い、当初、出席予定でありました教育長は、8月31日で任期が満了となったことにより、現在、不在となっております。

さて、本議会では、現在、議長及び副議長が空席となっておりますので、最初に新たな議 長を選任する必要がございます。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定に よりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、年長の議員は中村勇議員でありますので、中村議員に臨時議長をお願いしたいと思います。

それでは、中村議員、議長席のほうにお願いいたします。

○臨時議長(中村 勇君) おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました中村勇でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしく お願いいたします。

最初にお知らせいたします。

新型コロナウイルス対策といたしまして、議場の入退場扉を開放いたします。

また、マスクの着用をお願いいたします。ただし、演台での発言については、つい立てが 設置されておりますので、マスクを外すことを可といたします。

以上です。

#### 午前10時03分開会

○臨時議長(中村 勇君) ただいまから、令和3年長生郡市広域市町村圏組合議会第2回定 例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

日程第1「議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(中村 勇君) 異議なしの声がありましたので、異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(中村 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

議長に酒井良信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました酒井良信君を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(中村 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました酒井良信君が議長に当選されました。

ただいま当選されました酒井良信君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

酒井良信君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

- ○議長(酒井良信君) ただいま議員各位の御推挙をいただき、長生広域議会議長の重職を務めることとなりました白子町の酒井でございます。円滑な議会運営と広域行政の発展のため努力してまいりますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ○臨時議長(中村 勇君) ただいま議長が決まりましたので、議長と交代いたします。 酒井議長は議長席にお願いいたします。

(中村臨時議長と酒井議長交代)

○議長(酒井良信君) よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

なお、議会運営委員会の方は第2研修室へお集まりください。

午前10時08分休憩

#### 午前10時25分再開

○議長(酒井良信君) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

本日のこれからの日程は、ただいまお手元に配付しましたので、御了承願います。

ここで、諸般の報告をいたします。

組合規約第5条第2項の規定により、本年5月、茂原市議会におきまして、議長職議員として中山和夫議員が、議会選出議員として岡沢与志隆議員、向後研二議員、小久保ともこ議員、ますだよしお議員、常泉健一議員が、また、本年7月、長柄町議会におきまして、議長職議員として古坂勇人議員が本組合の議員となられました。

今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、報告案件ですが、報告第1号の専決処分の承認を求めることについては、地方自治 法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以下の損害賠償 額の決定及び和解について、管理者から専決処分した旨の報告があったものです。

報告第2号の令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、新最終処分場建設用地取得に係わる用地事務において、年度内の用地取得が見込めないことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度に予算を繰り越したものです。

報告第3号の令和2年度長生郡市広域市町村圏組合の一般会計予算事故繰越し繰越計算書については、介護認定システムプログラム変更委託業務及び最終処分場エコパーク長生嵩上げ関係事業において、年度内に事業の完了が不可能となったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しとして令和3年度に履行期限を延長したものです。

報告第4号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書については、 水道の減圧施設築造工事において、年度内に事業の完了が不可能となったため、地方公営企 業法第26条第3項の規定により、令和3年度に予定を繰り越し履行期限を延長したものです。

報告第5号の令和2年度公営企業資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員による水道事業会計及び病院事業会計の経営健全化の審査が行われ、両会計ともに資金不足は発生しておらず、その経営状況は適正であると管理者から報告があったものです。

先般、報告案件につきましては議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果についての報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上であります。

次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名は、お手元に配付して ございますので、御了承願います。

また、欠席者は桐谷病院事業管理者が公務のため、消防本部金井次長が体調不良のため、 欠席する旨の届けがありましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

先ほど、議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、 その内容について、議会運営委員会副委員長に報告を求めます。

議会運営委員会、大倉副委員長。

○議会運営委員会副委員長(大倉正幸君) それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。 先ほど、議会運営委員会を開催し、令和3年第2回定例会の日程及び会議の運営方法につ きまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程(第1号の2)を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第2といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第3といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第4といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思います。

日程第5といたしまして、「副議長の選挙」を行います。

日程第6といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第7といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第8といたしまして、「一般質問」を行います。通告者は、7番鵜沢一男議員であります。通告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、ご覧いただきたいと存じます。

日程第9、日程第10といたしまして、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

日程第11は、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。

なお、詳細なる審議は、決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員

会の中で審議されますようお願いしたいと思います。

また、決算審査特別委員会委員につきましては、慣例によりまして茂原市選出議員3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については、議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することになります。

日程第12から第15につきましては、議案4件でございます。この議案4件につきましては、 おのおの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、採決をするようお願いい たします。

このうち、人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するととも に、質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

日程第16は、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を行います。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会副委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程は、ただいま議会運営委員会副委員長から報告のあったとおりでございま すので、御了承をお願いします。

日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番中山和夫君、2番岡沢与志隆君、3番向後研二君、4番小久保ともこ君、5番にますだよしお君、6番に常泉健一君、15番に古坂勇人君を指定します。

日程第3「会議録署名議員」の指名をいたします。

8番森佐衛君、9番今関澄男君の両名を指名します。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回、提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、 本日1日といたします。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第5「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

副議長に、中山和夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中山和夫君を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中山和夫君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました中山和夫君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

中山和夫君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○副議長(中山和夫君) 茂原市の中山です。

ただいま議員各位から副議長の御推挙をいただきまして、ありがとうございました。今後は、皆さんの御期待に沿えるように、議長を補佐し、開かれた議会、議論する議会を目指してまいりたいと思いますので、御支援、御協力のほどよろしくお願いを申し上げ、就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(酒井良信君) 日程第6「常任委員会委員の選任」並びに日程第7「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

総務委員会委員に、1番中山和夫君、5番ますだよしお君、6番常泉健一君、15番古坂勇

人君を、企業委員会委員に、2番岡沢与志隆君、3番向後研二君、4番小久保ともこ君を、 議会運営委員会委員に、2番岡沢与志隆君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、総務委員会委員並びに企業委員会委員、また議会運営委員会委員に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

なお、休憩中に常任委員会及び議会運営委員会を開催しますので、総務委員会の方は第1 研修室へ、企業委員会の方は第2研修室へお集まりください。また、常任委員会終了後、議 会運営委員会委員の方は第2研修室へお集まりください。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長(酒井良信君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

ここで御報告いたします。

休憩中、常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、空席でありました議会運営委員会委員 長に岡沢与志隆君が、総務委員会副委員長に中山和夫君が、企業委員会副委員長に小久保と もこ君がそれぞれ選任されました。

会議を続けます。

ここで、管理者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) おはようございます。

令和3年第2回の長生郡市広域市町村圏組合定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を 申し上げます。

まずもって、議員の皆様には、議会を延期し、また、時節柄大変お忙しいところ、本日御 参集いただきましたことに御礼を申し上げる次第であります。併せて、日頃より広域行政の 進展に御指導、御協力を賜り、感謝を申し上げる次第であります。

さて、先ほど議長から御報告がありましたが、本年4月、茂原市での議会議員の改選に伴いまして5月に行われた茂原市議会におきまして、当組合議員が選出されました。議長職議員として中山和夫議員が、議会選出議員として岡沢与志隆議員、向後研二議員、小久保ともこ議員が就任され、また、ますだよしお議員、常泉健一議員におかれましては、引き続き議会選出議員として組合議員に就任されました。また、7月に行われました長柄町議会におきまして、議長の改選があり、古坂勇人議員が議長に就任され、当組合議員に就任されました。7名の議員におかれましては、広域行政進展のため、御支援、御協力のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました山田広宣氏、鈴木敏文氏、三橋弘明氏、市原健二氏、また前議長の星野一成氏におかれましては、長年にわたり、広域行政の進展のため多大なる御 尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げるともに、今後の一層の御活躍を御祈 念申し上げる次第であります。

また、先ほど、議長及び副議長の選挙があり、新議長に酒井良信議員、新副議長に中山和 夫議員が就任されました。両議員におかれましては、今後の広域行政の運営に御尽力賜りま すようよろしくお願い申し上げます。

なお、前副議長のますだよしお議員におかれましては、引き続き変わらぬ御支援をお願い 申し上げます。

執行部におきましては、6月に行われました白子町町長選挙におきまして、石井和芳町長が当選されました。私どもそれぞれが、広域組合に管理者、副管理者として、その職務に専任していく所存であります。議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

なお、白子町長を退任されました林和雄氏におかれましては、長年にわたり当組合の副管 理者として広域行政の進展のために御尽力をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上 げる次第であります。

ここで、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生課の関係でございますが、新最終処分場建設事業につきましては、用地取得に向け地権者説明会の開催や戸別交渉を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が本県にも発令されるなど、コロナ禍の地元交渉に苦慮しておりますが、感染症対策を講じ、地元対策委員の皆様と十分に協議を重ねるとともに、信頼関係の構

築に努め、理解を得ながら令和7年度の供用開始に向け進めてまいりますので、議員各位に おかれましては、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

次に、長生病院の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、当長生地域においても減少傾向にありますが、未だ、予断の許さない状況になっております。現在、速やかなワクチン接種が強く求められており、長生病院では1日当たり最大378名の接種を実施するなど、積極的に取り組んでいるところでございます。圏域内唯一の公立病院として、地域の医療を支え、住民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症への取り組みにつきましては、後ほど議員の皆様に御説明をさせていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、令和2年度の各会計の決算の認定案を中心に、10案件に つきまして御審議をお願い申し上げるところでございます。

私からは、令和2年度の各会計における決算につきましての概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算でありますが、歳入総額は68億917万円余、 歳出総額は66億812万円余となり、歳入歳出差引残額は2億104万円余となりました。また、 実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源1,472万円余を控除すると、1億8,631万円余となり ました。今後とも経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせ る地域づくりに努めてまいる所存であります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業歳入歳出決算でありますが、歳入総額は 1億6,480万円余、歳出総額は1億6,230万円余となり、歳入歳出差引残額は250万円余とな りました。実質収支も同額でございます。今後とも、関係機関と十分連携を図り、適正な管 理運営に努めてまいる所存でございます。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算でありますが、給水人口14万人余、給水戸数は6万3,000戸余、年間総給水量は1,933万立方メートル余となりました。また、年間有収水量は1,636万立方メートル余で、前年度に比べ0.2%減少いたしました。

経理状況でございますが、水道事業収益は46億8,223万円余で、水道事業費用は44億5,713 万円余となり、2億2,510万円余の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が6億4,610万円余で、資本的支出が16億8,680万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額10億4,073万円余は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

今後とも、水需要に対応した安定供給に努めまして、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算でありますが、業務量で入院患者数は年間延べ3万600人余、前年度に比べ9.2%減、また外来患者数は7万8,300人余で、前年度に比べ9.1%減となりました。

経理状況ですが、病院事業収益が30億8,101万円余で、病院事業費用が31億3,217万円余となり、5,116万円余の純損失となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が5,985万円余で、資本的支出が1億1,318万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額5,333万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

長生病院は新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少等により、引き続き大変厳しい財政状況にありますが、本年度から新たに内科医師2名、外科医師1名の確保ができたこと、また、10月1日からはさらに内科医師1名、整形外科医1名の採用予定があることから、診療体制の増強によりまして経営基盤の安定に努めてまいります。

なお、各会計決算の認定につきましては、監査委員に審査をお願いし、様々な御意見や御 指摘をいただいておりますので、今後の事務事業の執行に活かしてまいる所存でございます。

以上が各会計の令和2年度決算の概要となりますが、その他の議案につきましては、それ ぞれの担当者から説明いたしますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいた だきまして、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会の開会にあたりましての 挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第8「一般質問」を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の決定により3回、時間は30分までといたしますので、御協力願います。

それでは、通告に従い、7番鵜沢一男君。

○7番(鵜沢一男君) 私は、消防行政のうち南消防署の移転、建設について伺います。

昭和47年3月に設置されました南消防署は、築51年が経過し、長生郡市内で最も古く老朽 化が著しい施設となっております。また、災害時の防災拠点としての活動スペースが少なく、 消防車両等の大型化に伴う車庫スペース及び救急救助資材等の多様化に伴う倉庫スペースも不足をしております。防災拠点としての機能を最大限に発揮することができる新消防庁舎の建設を行うことにより、消防体制の充実・強化を図り、地域防災力の向上を求め、質問をいたします。

- 1点目、新南消防署の管轄区域について伺います。
- 2点目、現在の進捗状況及び問題点について伺います。
- 3点目、今後の工程計画及び年度別計画について伺います。
- 4点目、新南消防署の装備計画及び建設規模についてを伺います。
- ○議長(酒井良信君) ただいまの鵜沢一男君の質疑に対する当局の答弁を求めます。 斉藤消防長。
- ○消防長(斉藤 豊君) ただいまの鵜沢議員の質問についてお答えいたします。

1点目の6消防署所体制となった場合の新たな建設予定の南消防署における管轄区域ですが、平成25年4月にちば消防共同指令センターが発足し、災害場所の直近の車両が選別され、出場することになりましたので、これまでのように、その管轄する地域の消防署、分署が出動するということではなくなりました。

新たな南消防署の計画として想定される管轄区域ですが、一宮町、睦沢町、長生村及び長南町の一部の地区となり、消防署が行っております消火栓等の点検や立入検査などはこの管轄区域でこれまでどおり行います。

管轄する人口では、現在の南消防署の管轄人口が約1万7,800人のところ、建設予定の南 消防署の管轄人口は約2万2,500人となります。

次に、2点目の現在の進捗状況ですが、令和元年に消防庁舎建設等整備基本計画を策定し、現在の4消防署・4分署の8消防署所体制から1消防署・5出張所の6消防署所体制に組織を再編することとし、構成市町村からは承認を得ております。

現在、再編をする3つの消防署の建設候補地を消防本部から関係市町に依頼し、各候補地の推薦をいただきました。推薦いただきました各市町には、消防本部から候補地についての消防本部としての意見を意見書として提出させていただいたところです。

問題点との御質問ですが、消防庁舎建設等整備基本計画は市町村の承認を得ておりますが、 消防庁舎建設等整備組織再編実施計画の策定ができておりません。この実施計画は、年度計 画などを具体的にするものですので、基本計画に基づき進められるよう市町村と協議してま いります。 3点目の今後の工程計画及び年度計画についてですが、今後の工程計画や年度計画も消防 庁舎建設等整備組織再編実施計画に明記いたしますので、現在のところはお示しすることが できません。

4点目の6署所体制となった場合の消防署の装備につきましては、現在の8署所の車両及び人員は減らすことなく、統合した消防署所に増車・増員し、消防体制を強化いたします。南消防署は現在の救急車1台、消防車2台、当直職員7名体制から、救急車を1台増車し救急車2台、消防車2台、当直職員10名体制で、車両及び人員を強化する計画であり、管轄します人口は増えますが、再編後の消防署の装備により、これまで以上の対応を可能とする消防庁舎建設等整備組織再編実施計画にしたいと考えております。

また、消防庁舎の建設規模ですが、令和元年に策定されました消防庁舎建設等基本計画に示させていただきました敷地面積3,500平方メートル、庁舎の延べ面積900平方メートルを予定しております。これは、現在の長生分署と同程度の規模となる計画となっております。以上でございます。

- ○議長(酒井良信君) 鵜沢君、再質問ありますか。
- ○7番(鵜沢一男君) 議長、再質問する前に、ただいまの答弁に対する内容の確認を2点させてください。よろしいでしょうか。
- ○議長(酒井良信君) はい、どうぞ。
- ○7番(鵜沢一男君) まず1点目、確認事項の1点目なんですが、通告の2番、現在の進捗 状況及び問題点について、そして3番の今後の工程計画及び年度別計画についてを確認しま す。

令和元年5月に作成され、議会の承認も得ている消防庁舎建設等整備基本計画が示され、 6署体制が認められたにもかかわらず、2年以上経過した現在も移転先、そして予算措置を 実現するための実施計画が作成されていない、全く進んでいない、そういう理解でよろしい かどうか。

2点目、通告の4番、新南消防署の装備計画及び建設規模についてを確認いたします。 現在の南消防署と佐貫分遣所を統合するにあたり、建物は2つを1つにするが、装備は2 署を合わせた規模を確保する、その理解でよろしいかどうか、確認させてください。

- ○議長(酒井良信君) 斉藤消防長。
- ○消防長(斉藤 豊君) ただいまの質問についてお答えいたします。

現在の進捗状況について、先ほど説明をさせていただきましたが、用地を関係市町にお願

いし、用地の候補地を2から3か所提出していただいております。それに対し、消防本部からこの土地は道路に面していますので、これのほうがよろしいですねというような意見を提出させていただいております。

それで、令和元年に基本計画が策定され、今まで何も行っていなかったのではないかということでございますが、令和元年10月に大雨による水害が発生いたしました。その後、関係上、事務手続が多少というか遅れました。その後、水害の被害等が一段落したところ、次にコロナの緊急事態宣言が発令いたしまして、それでまた事務手続が遅れたということになっております。ですので、基本計画が策定されてから今までですと、用地ですね、用地が提出されていただいたということになります。

続きまして、今後の計画でございますが、先ほどお話しいたしました消防庁舎の建設整備 組織再編実施計画が策定できておりませんので、今の段階、いついつからどうのこうのとい うことはちょっとお示しすることができません。それと、2署が1署になり、そのままの、 何ですか、増員、増車ということなんですが、佐貫の管轄が長南町にもありますので、消防 車は西消防署に配置する計画となっております。救急車は南消防署、消防車は西消防署。理 由としては、救急出動の件数、あと長南町山間部を管轄しておりますので、水利状況が悪い ということで、水の積んだ消防車は西消防署に配置する計画となっております。

以上でございます。

- ○議長(酒井良信君) 鵜沢君、ただいまの答弁でよろしいですか。
- ○7番(鵜沢一男君) 7番、再質問をお願いします。
- ○議長(酒井良信君) どうぞ。
- ○7番(鵜沢一男君) 新南消防署は、一宮町、そして睦沢町、長生村及び長南町の一部を管轄し、人口規模2万2,500人を超える重要な消防署となります。しかし、現在の南消防署については、10年前の耐震検査で2方向の揺れに対し問題ありと結果も出ております。それから10年が経過した現在は、さらに老朽化が進んでいること明白であります。

以上のことも含め、この移転・建設については、一宮町民の関心は非常に高く、一宮町議会といたしましても、新南消防署から国道128号に最速かつ直線的に出られるよう、千葉県に対し県道南総一宮線を早期に国道128号に接続するべく、要望書を本年6月に提出をしたところであります。

また、本年8月19日付で消防庁消防救急課長から各自治体に出された表題名「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」の通告を確認するため、

8月23日に私は南消防署並びに西消防署を視察させていただきました。消防署の職員は12畳の部屋に6名で雑魚寝をする、感染症対策には程遠いのが現実でありました。そうした背景があるにもかかわらず、消防行政の中で西署と南署どちらが先かとの意見があると聞きますが、私はその議論は無用と考えております。

理由といたしまして、基本計画により決定されている両消防署は、停滞なく同時に進めるべきであり、順序をつけることは勝ち負けをつけることに等しく、争うべきではありません。同時に進めることは、一時的には多くの財政支出を伴いますが、順序を決めたとしても結果的に支出される額は同じであります。

大事なことは、消防署のような生命を守る重要な公共施設は一日でも早く完成させることであり、その恩恵を受けるのは、私たちの世代はもちろん、次の世代、そしてその次の世代と引き継がれるものであります。そして、その恩恵に対する負担も税金により世代を超えて負担をいただくわけであります。しかし、消防行政の停滞が原因により、次の世代の人命が失われるようなことがあれば、当然、次の世代は生まれてくることはなく、その負担の平準化も頓挫することになります。立ち止まること、許されないと考えております。

そこで、再度質問いたします。令和元年度に示された消防庁舎建設等整備基本計画に基づき、新南消防署を実現するための消防庁舎建設等整備組織再編実施計画の作成期日を明確に示していただきたい。お願いいたします。

- ○議長(酒井良信君) ただいまの再質問に対して当局の答弁を求めます。 斉藤消防長。
- ○消防長(斉藤 豊君) ただいまありました鵜沢議員からの総務省消防庁からの通知ですが、「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」と通知がありました。その内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行において、職員間の感染拡大により業務の継続が困難となった消防本部が生じることなど、消防力の維持・確保が問題となったことなどから、感染症対策流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急消防隊員等が使用する消防署の施設及び設備の整備により万全な感染症対策を早急に取り組むようとの通知でございます。

主な設備の整備ですが、仮眠室の個室化、消毒室の整備、洗面所の非接触型自動水栓の整備などです。この事業につきましては、新たに緊急防災・減災事業債の措置がなされますことから、関係各所と協議し、仮眠室の個室化などを整備できるよう事務を進めたいと考えております。

また、消防庁舎建設等整備組織再編実施計画をいつ策定するということでございますが、現在、事務手続をしておりますが、いつからとは今のところお答えすることができません。

また、先日、各首長にこの感染症対策、また、庁舎の建設計画のお話をさせていただきまして、可能であれば両方一緒に進めていきたいと、こういうこともお話しさせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(酒井良信君) 鵜沢君、再々質問はありますか。
- ○7番(鵜沢一男君) 再々質問いたします。

基本計画が示されて2年以上経過した現在、実施計画の作成期日が答えられない、これは非常に残念なことであります。しかし、この問題は広域行政の中で非常に大きく、職員が判断するべき事案ではないと考えます。管理者・副管理者が判断するべき政治判断だと私は考えております。この広域議会では、私も含め、議員・首長が自らの出身自治体のことは質問・意見を述べますが、他の市町村のことはなかなか発言が難しい。しかし、これでは広域行政組合の本来の目的である共助、つまり助け合いの機能が失われかねない。管理者会議での積極的な議論を望むところであります。

そこで、再々質問を行います。管理者に伺います。

新消防署建設には実施計画、これが不可欠であります。この実施計画の作成を認めること、 これは政治判断が必要です。いつまでに判断されるのか伺います。

- ○議長(酒井良信君) ただいまの再々質問に対し、当局の答弁を求めます。 管理者、田中豊彦君。
- ○管理者(田中豊彦君) 鵜沢議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、この消防庁舎の建設等については、大分前に消防委員会、私も出ていましたが、そこで協議した中で、当初は8分署を5分署にしろと、こういう答申が出たところであります。 5分署でどうですかということで、各市町村でまた議論をしたところ、6分署にしてくださいというようなことで、要は多分決まったのではないかなと思っております。

それで、元年にこの基本方針ができまして、早速やろうと思いましたら、先ほど消防長から話したとおり、令和元年の水害、それからその後、またコロナということで、なかなか事業計画を実施するための踏み込みしたような、そういう議論になかなか今の広域行政の中でも難しい状況が続いておりまして、それで、先ほど消防長が話したとおりでございます。

防災拠点でありますので、関係市町村とこの後また協議して、御理解をいただいた上で実

施計画を策定して、事業を進めていきたいと考えております。その際には、やっぱり消防委員会からの話をよく聞かないといけないと思っておりますので、その中で方向性、時期を決めていきたいということでございます。まだコロナ禍でございますので、先ほど国のほうからも指示ありまして、コロナ感染等かなり心配する事案でございますので、そういった関係では執行して構わないというような方針が出てきましたので、早ければ早いうちに各それぞれの消防署、個別の部屋を設けたり、トイレを変えたり、あるいは浴場を変えたり、そういった感染にならないようなしっかりした体制づくりに、各首長さんも当然賛同してくれると思いますので、そういった予算付けを早急にそれはやりまして、それに対しては早急にやりたいと思っております。

今言ったように、本当に防災拠点でありますので、私としては早い方向でやりたいと思っているんですが、なかなか今の厳しい状況でございますので、御理解をしていただければと思います。

- ○議長(酒井良信君) 鵜沢君。
- ○7番(鵜沢一男君) 答弁が不十分なので改めてまた質問したいと思います。 終わります。
- ○議長(酒井良信君) これをもちまして、一般質問が終わりました。日程第9「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

斉藤消防長。

○消防長(斉藤 豊君) 「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

本件は、はしご付消防自動車製造請負契約について、重量税の減額により変更契約をしたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月12日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

その概要ですが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和2年第2回議会定例会で議決されました、はしご付消防自動車製造請負契約について、当初、車両総重量20トン未満で重量税が16万4,000円で契約いたしましたが、車両総重量が19トン未満となり、重量税が15万5,800円の8,200円の減額となり、当初の契約金額2億1,454万6,040円から8,200円減額の2億1,45

3万7,840円の変更契約をいたしたものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますよう お願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託 を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、討論を終わりにします。

これより採決に入ります。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」原案のとおり承認することに賛成の 方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認 されました。

日程第10「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長(牧野 悟君) 「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

説明に入ります前に、補正予算書に訂正があり、差し替えがございましたことをお詫び申 し上げます。大変申し訳ございませんでした。 本件は、新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院受入れ等にあたり、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)について、緊急を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る令和3年8月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、本定例会で御報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正 予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、新型コロナワクチンの個別接種に関わる8 月末分までの収益及び新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院受入れに関わる支援事業補助金として、病院事業収益の既決予定額を1億4,877万6,000円増額し、補正後の予定額を33億5,520万9,000円に、病院事業費用の既決予定額を1億1,792万2,000円増額し、補正後の予定額を33億2,132万7,000円としたものでございます。

2ページをお開きください。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、医業費用 の給与費の増額に伴い、経費の金額を20億6,077万7,000円に改めたものでございます。

第4条、たな卸資産購入限度額につきましては、医業費用の材料費の増額に伴い、補正後のたな卸資産購入限度額を5億1,320万7,000円に改めたものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正の内訳でございますが、16ページの補正予算 説明書にて御説明いたします。

16ページをお開きください。

初めに収入でございますが、1款病院事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益は、新型コロナワクチンの個別接種促進支援が11月まで設けられておりますが、8月末日分までの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金2,684万9,000円及び8月末日までのワクチン接種収益の見込額4,337万3,000円並びに千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、こちらは陽性患者の入院の受入れに要する設備の整備に関わる補助で3,355万4,000円、新型コロナウイルス感染症陽性患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金、こちらは陽性患者の入院の受入れに要する経費に関わる国からの支援で、受入れ病床1床当たり900万円が助成され4,500万円、これらの合計1億4,877万6,000円を増額したものでございます。

次に、支出でございますが、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、本年4月 に採用した医師1名と10月採用予定の医師2名及び新型コロナワクチン接種業務の専従の非 常勤看護師の増員に伴い、5,202万円を増額したものでございます。

2目材料費は、PCR検査機の追加購入等で100万円を、3目経費は、主に医療ガス設備の空気清浄化装置の更新に係る修繕費、手術用医療機器の賃借料及び人材派遣職員増員に関わる業務委託料の増により1,340万3,000円を増額したものでございます。

3項特別損失、1目その他特別損失は、新型コロナワクチンの個別接種に要する消耗備品や接種会場の整備などで166万3,000円及び新型コロナウイルス感染症患者の受入れに要する設備の整備として、主に空気清浄機設置費や人工呼吸器、ベッドサイドモニター等の医療機器の購入費などで4,983万6,000円、合計5,149万9,000円を増額したものでございます。

以上、承認第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付 託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、議会運営委員会の決定により、3回までといたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、討論を終わります。

これより採決に入ります。

「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」原案のとおり承認することに賛成の 方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認

されました。

次に、日程第11「認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑」を議題といたします。

まず、認定案第1号について、提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 「認定案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳 入歳出決算」について、資料としてお配りしております決算書の概要により御説明申し上げ ます。

1ページをお開きください。

上段の表を御覧ください。歳入総額は68億917万1,786円、歳出総額は66億812万3,480円となり、歳入歳出差引残額は2億104万8,306円となりました。なお、実質収支は前年度へ繰り越すべき財源1,472万9,000円を控除した1億8,631万9,306円となりました。

中段の表を御覧ください。実質収支額の要因といたしましては、歳入において、予算に対し1億7,352万円余の減額となりました。一般廃棄物収集処理手数料などの実績により、使用料及び手数料が4,642万円余、諸収入では、売却電気料金、ペットボトル等有償入札拠出金及び建物災害共済などで959万円余が増額しました。

しかし、新最終処分場建設用地購入などの事業に係る経費で、新型コロナウイルス感染症の影響で地権者との交渉の機会が減り、令和2年度で予定していた計画の完了が見込めず、令和3年度へ繰越明許を設定し、組合債として最終処分場建設事業2億3,280万円を繰り越したことで、歳入全体として減額となったことなどによるものでございます。

下段の表を御覧ください。次に歳出では、予算に対し1億2,764万円余の不用額が生じました。衛生費で入札差金や契約交渉により委託料、また、工事請負費が減、光熱水費の使用 実績や医療材料の購入量の減少、需用費の減など合わせて2,323万円余、消防費で東京五輪 の延期により常備消防費で時間外勤務手当、休日勤務手当などの人件費、また、非常備消防 で感染症対策に関わる各種訓練の中止などに伴う費用弁償及び燃料費など需用費の減、合わ せて7,895万円余、また、予備費で2,000万円が不用額となったことによるものでございます。 次に、歳入の概要について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

一番下段の右から2列目、増減額、計の欄でございますが、前年度と比較いたしますと、 2億2,107万円余、3.4%の増となりました。 歳入の科目ごとの主な内容でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度決算額に対して1億1,658万円余、2.5%の減、45億3,541万円余となりました。分担金及び負担金は、一般会計歳入決算額の66.6%を占めております。減額となった主な要因は、令和元年10月豪雨災害で発生した災害廃棄物処理に関わる費用が大幅に減少したことによるものでございます。

2款使用料及び手数料では、前年度決算額に対して2,647万円余、3.1%減の8億3,299万円余となりました。

1項使用料は、前年度決算額に対して1,385万円余、73.9%の減の480万円余となりました。 減額となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、夜間急病診療所の利用者が昨年度に比べて1,355人、75%減少したことで、保健センター使用料が減額となったものでございます。

2項手数料は、前年度決算額に対して1,288万円余、1.5%減の8億2,819万円余となりました。減額となった主な要因は、手数料の改定により、し尿処理手数料が減額となったことによるものでございます。

次に、国庫支出金では、前年度決算額に対して3,905万円余、11%減の3億1,637万円余となりました。減額となった要因は、令和元年の台風や10月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業補助金が減額となったことによるものでございます。

県支出金では、前年度決算額に対して2,786万円余、113.5%増の5,242万円余となりました。増額となった主な要因は、はしご付消防自動車更新に係る消防防災施設強化事業補助金及び東京オリンピック開催に伴うテロ対策機材の整備に係る消防・救急体制整備費補助金の増額によるものでございます。

5款財産収入では、前年度決算額に対して31万円余、1.6%減の1,911万円余となりました。 減額となった主な要因は、1項財産貸付収入で新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣 言により約2か月間、温水センター浴場及びプールが臨時休業となり、借受人から申請に基 づき賃料を一部免除したことによるものでございます。

6款寄附金、7款繰入金についてはございませんでした。

次に、8款繰越金では、前年度繰越額は4億8,736万円余となりました。前年度繰越金には前年度繰越事業の財源として繰越明許費繰越額1,474万円余及び事故繰越し繰越額565万円余を含んでおり、実質収支額は4億6,697万円余、うち予備費に2,000万円を充当し、2億4,312万円余を構成市町村の意向により一般廃棄物処理施設建設基金積立金に積み立て、残

額2億384万円を過年度分市町村負担金精算金として構成市町村へ還付いたしました。

9 款諸収入では、前年度決算額に対して4,409万円余、36.3%減の7,727万円余となりました。減額となった主な要因は、ごみ資源化物売却単価の下落、ごみ焼却施設基幹的整備改良事業に伴い焼却炉を停止した影響などによる売却電気料金の減収で、雑入が減となったことによるものでございます。

10款組合債では、前年度決算額に対して6,670万円、15.8%増の4億8,820万円となりました。増額となった主な要因は、ごみ焼却施設基幹的整備改良事業費の増やアルミ選別機改修工事及び新最終処分場建設事業に係る起債発行によるものでございます。

次に、歳出の概要について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

歳出性質別決算額、対前年度比較表を御覧ください。

表の下段の増減額の合計ですが、主に補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金が増額となったことで、昨年度と比較して5億739万円余、8.3%増の増額となりました。

歳出の科目ごとの内容について御説明を申し上げます。

2款総務費では、前年度決算額に対して1億8,058万円余、88.2%増の3億8,537万円余となりました。

1項1目一般管理費では、職員15人分の人件費ほか普通財産の管理を含む総務管理に関する各種経費で、前年度決算額に対して698万円余、4.1%増の1億7,792万円余となりました。増額となった主な要因は、人事異動による人件費、ふれあいホール音響設備改修工事による工事請負費が増額となりました。

4目諸費では、前年度決算額に対して1億7,365万円余、567.4%増の2億425万円余となりました。増額となった主な要因は、前年度繰越金の増に伴い、過年度分市町村負担金精算額が増となりました。

次に、3款民生費でございますが、前年度決算額に対して329万円余、8%減の3,777万円 余となりました。

1項1目介護認定審査会費は、職員2名分の人件費をはじめ、委員の報酬など介護認定審査会に関する各種経費で、前年度決算額に対して338万円余、9.7%減の3,163万円余となりました。減額となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにより審査件数の減少と、併せて審査会の開催件数も減少し、審査会委員への報酬が減額したことによるものでございます。

4款衛生費でございます。前年度決算額に対して2億5,345万円余、9%増の30億8,002万円余となりました。夜間急病診療所費は、夜間救病診療所の医師報酬及び診療事業に関する各種経費で、前年度決算額に対して441万円余、9.5%減の4,212万円余となりました。減額となった主な要因は、前年度には豪雨災害復旧に係る支出があったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響による診療控えなどに伴い、医薬材料の購入が減少し、需用費が減となったものでございます。

2項清掃費は、前年度決算額に対して2億5,777万円余、10.2%増の27億8,124万円余となりました。

3目可燃物処理費では、職員3人分の人件費をはじめ、可燃物収集業務委託やごみ焼却施設補修工事、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業など、可燃物の収集から処理に関わる各種経費で、前年度決算額に対して1億9,366万円余、13.5%増の16億3,032万円余となりました。増額となった主な要因は、5か年の債務負担行為を設定しているごみ焼却施設基幹的設備改良事業の令和2年度分の工事請負費が増額となったことによるものでございます。

4目不燃物処理費は、職員2名分の人件費をはじめ、不燃物収集業務委託や高圧受電設備 遮断器等更新工事など、不燃ごみ及び粗大ごみの収集から処理に係る各種経費で、前年度決算額に対して3,792万円余、20.2%の増の2億2,596万円余となりました。増額となった主な 要因は、粗大ごみ処理施設精密機能検査業務に係る委託料、アルミ選別機改修に係る工事請負の増によるものでございます。

7目新最終処分場建設費は、新最終処分場建設事業に関する各種経費で、前年度決算額に対して6,254万円余の増となりました。増額となった主な要因は、事業促進に伴い建設計画用地の測量、地質調査、基本計画、生活環境影響調査業務委託に関わる委託料の増によるものでございます。

8目一般廃棄物処理施設建設基金費は、新最終処分場建設本体工事の一般財源見込額を目標としており、前年度繰越金のうち、清掃費分を構成市町村の意向により積み立てており、前年度決算額に対して2億3,131万円余、1,958%増の2億4,312万円余となりました。増額となった主な要因は、前年度の災害廃棄物処理費の不用額が大きく生じたことで、前年度繰越金のうち積立可能額が増加したことによるものでございます。

次に、5款消防費でございます。前年度決算額に対して749万円余、0.3%増の25億6,001 万円余となりました。

1項1目常備消防費は、職員236人分の人件費をはじめ、消防業務に関する各種経費で、

前年度決算額に対して1,436万円余、0.7%減の20億2,575万円余となりました。減額となった主な要因は、災害対応に伴う時間外勤務手当、休日勤務手当などの職員人件費が減となったことによるものでございます。

2目非常備消防費は、消防団員1,400人の報酬をはじめ、訓練や出動手当、また、消防団員の安全装備品整備など、消防団の活動に関する各種経費で、前年度決算額に対して1,113万円余、9.4%減の1億688万円余となりました。減額となった主な要因は、消防団員の減少による報酬、感染症対策により各種訓練が中止になったことに伴う費用弁償、雨がっぱ、雨衣ですけれども、などの購入に関わる被服費の減少によるものでございます。

3目常備消防施設費は、常備消防車両の更新など投資的経費で、前年度決算額に対して 6,286万円余、25.1%増の3億1,346万円余となりました。増額となった主な要因は、はしご 付消防自動車更新に伴う備品購入費の増によるものでございます。

4 目非常備消防施設費は、非常備消防車両や消防機庫の更新などの投資的経費で、前年度 決算額に対して2,987万円余、20.8%減の1億1,391万円余となりました。減額となった主な 要因は、工事請負費の減額で、消防機庫の建設が減少しております。なお、消防機庫などの 建設に係る経費は、構成市町村からの要望により、特別負担金を徴して実施しております。

次に、7款公債費でございますが、ごみ処理施設及び消防署の建設費をはじめ、各施設の整備に係る借入分についての元利償還金で、前年度決算額に対して6,960万円余、15.3%増の5億2,581万円余となりました。増額となった主な要因は、汚泥再生処理センター建設及びし尿処理施設解体工事に係る借入分、また、平成28年度に発行した長生分署建設に係る借入分の元金償還が開始されたことによるものでございます。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定いただきま すようお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) ここで、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前12時10分休憩

午後 1時00分再開

○議長(酒井良信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。 続いて、認定第2号について、提案理由の説明を求めます。 秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 「認定案議第2号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計 火葬場・斎場事業歳入歳出決算」について、決算の概要書で御説明申し上げます。

10ページ、上段の表を御覧ください。

歳入総額は1億6,480万9,043円、歳出総額は1億6,230万6,129円となり、歳入歳出差引残額は250万2,914円となりました。実質収支も同額でございます。

11ページ、中段の表を御覧ください。

まず、歳入から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町、長南町からの負担金で、前年度決算額に対して350万円余、3.2%減の1億509万円余となりました。

分担金及び負担金は、特別会計歳入決算額の63.8%を占めています。減額となった主な要因は、令和元年10月豪雨で被災した受水槽復旧工事が施越事業となり、この災害復旧に係る国庫支出金、建物災害共済保険料を令和2年度に収入したことで、市町村負担が減少いたしました。

2款使用料及び手数料は、前年度決算額に対して284万円余、6.2%減の4,308万円余となりました。

減額となった主な要因は、使用実績により火葬場や式場等及び霊柩車使用料が減少したことによるものでございます。

5 款諸収入は、前年度決算額に対して大幅な増となっておりますが、これは令和元年10月 豪雨で被災した受水槽、また待合室ガラス破損復旧に係る建物災害共済保険料を臨時的に収 入したことによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページの中段の表を御覧ください。

1目聖苑管理費は、職員5人分の人件費をはじめ、火葬業務委託や空調機等改修工事など、 施設の管理運営に関する各種経費で、前年度決算額に対して655万円余、4.4%増の1億5,45 5万円余となりました。

増額となった主な要因は、令和元年10月豪雨で崩落した敷地内外の法面土留設置工事、老朽化した照明器具改修工事、台車ブロック等の更新工事のほか、空調機改修に係る工事請負費の増、また、遺体保冷庫の更新に係る備品購入費などによるものでございます。

2目霊柩車管理費は、会計年度任用職員3人分の人件費をはじめ、霊柩車の維持管理に関する各種経費で、前年度決算額に対して54万円余、7.6%増の774万円余となりました。

増額となった主な要因は、それまでの臨時的任用職員制度から、会計年度任用職員制度に 制度が改正され、その改正により人件費が増加したものでございます。

以上が特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。

よろしく審査の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(酒井良信君) 続いて、認定案第3号について、提案理由の説明を求めます。 秋山水道部長。
- ○水道部長(秋山 忠君) 「認定案第3号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会 計決算」について、お手元の決算の概要にて御説明申し上げます。

決算概要14ページをお開きください。

最初に業務量の状況でございますが、1の給水戸数は、前年度より0.6%増の6万3,386戸。 一方、2の給水人口は、前年度より0.6%減の14万600人となりました。また、3の年間総給 水量は、0.02%減の1,933万315立方メートル、表の一番下の5の年間有収水量は、0.2%減 の1,636万4,652立方メートルとなりました。

次に、1の水道事業収益及び費用についてですが、こちらは税抜き表示となります。 水道事業収益でございます。下の表を御覧ください。

まず、1款水道事業収益は、前年度決算額に対して4,112万9,779円、0.9%減の46億8,223万2,706円となりました。

その内訳でございますが、1項営業収益は4,566万円余、1.2%減の36億2,260万円余となりました。

主なものとしまして、1目給水収益は、営業用及び工場用などの使用量の減により4,728 万円余、1.3%減の36億946万円余となりました。

3目その他営業収益は、給水装置工事事業者更新手数料及び消火栓維持管理費の増などにより161万円余、14%増の1,314万円余となりました。

次に、2項営業外収益は453万円余、0.4%増の10億5,962万円余となりました。

その主なものとして、1目受取利息及び配当金は、定期預金利息により5万円となりました。

2目給水申込納付金は、新規申込件数の増などにより378万円、3.4%増の1億1,670万円 余となりました。 3目市町村負担金は、高料金対策として構成市町村からの負担金で、前年度と同額の4億 290万円となりました。

4目県補助金は、高料金対策として、市町村水道総合対策事業補助金で103万円余、0.3% 増の3億8,300万円余となりました。

5目長期前受金戻入は、工事負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、96万円余、0.6%増の1億5,563万円余となりました。

6目雑収入は、濁り水に伴う損害賠償金収入の減などにより129万円余、49.4%減の132万円余となりました。

15ページ、水道事業費用でございます。下の表を御覧ください。

表の一番上の欄、1款水道事業費用ですが、前年度決算額に対して1,676万7,859円、0. 4%減の44億5,713万1,259円となりました。

その内訳でございますが、1項営業費用は、1,685万円余、0.4%増の42億2,263万円余となりました。

その主なものとして、1目原水及び浄水費は、取水浄水施設に係る動力費の減などにより 1,881万円余、0.8%減の24億5,586万円余となりました。

2目配水及び給水費は、漏水修理に係る費用の増加などにより2,684万円余、7.3%増の3 億9,365万円余となりました。

4目業務費は、水道料金算定システム変更費用などの減により855万円余、3.2%減の2億 5,854万円余となりました。

5 目総係費は、人件費等の増により766万円余、5.8%増の1億4,015万円余となりました。

6目減価償却費は、建設改良工事により償却資産が増加したことから1,018万円余、1.1% 増の9億4,478万円余となりました。

次に、2項営業外費用は、967万円余、4.0%減の2億3,449万円余となりました。

その主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の減少により1,42 8万円余、7.1%減の1億8,596万円余となり、2目雑支出は、負担金などの特定収入に係る 消費税を計上するもので460万円余、10.5%増の4,853万円余となりました。

3項特別損失につきましては、本年度の支出はございませんでした。

下の表、損益計算でございますが、水道事業費収益から特別損失を除く水道事業費用を差し引いた令和2年度の経常利益は2億2,510万1,447円となり、特別損失を含む当年度純利益は経常利益と同額の2億2,510万1,447円となりました。

下の表、決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。

次に、16ページ、上の表を御覧ください。

1立方メートル当たりの供給単価、給水原価でございます。

まず、上段の供給単価ですが、これは、水1立方メートル当たりの販売単価を表しており、 令和2年度では220.56円で、前年度に比べ2.5円の減となりました。これは、新型コロナウ イルス感染症の影響により、料金設定の高い工場用水量が減少する一方、料金を低く抑えて いる家事用水量が増加したことによるものでございます。

また、3つ下の欄、給水原価は、1立方メートル当たりの生産原価を表しており、令和2年度では262.85円で、前年度に比べ0.84円増となりました。

次に、2の資本的収入及び支出についてです。これは税込み表示となります。

資本的収入でございます。下の表を御覧ください。まず、1款資本的収入ですが、前年度 決算額に対して2,338万1,710円、3.5%減の6億4,610万2,365円となりました。

その内訳でございますが、1項企業債、1目企業債は、配水管更新事業に係る起債借入れの増により3,320万円、6.7%増の5億3,000万円となりました。

2項国庫補助金、1目国庫補助金は、真名減圧施設築造工事に係る生活基盤施設耐震化等 交付金により751万円余、43%増の2,501万円余となりました。

3項負担金、1目負担金は、開発負担金や配水管布設替工事に係る負担金の減により6,36 1万円余、41.9%減の8,835万円余となりました。

4項雑収入、1目雑入は、3項の負担金工事に係る設計事務費等で、48万円余、15%減の 273万円余となりました。

次に、17ページ、資本的支出でございます。

中ほどの表を御覧ください。 1 款資本的支出は、1,445万3,238円、0.8%減の16億8,684万1,932円となりました。

その内訳でございますが、1項建設改良費は、6,930万円余、6.9%減の9億3,759万円余となり、主なものとして、1目消火栓工事費は、消火栓新設工事が減となったことから249万円余、13.9%減の1,548万円余となりました。

2目建設事務費は、設計業務委託等の減により664万円余、13.1%減の4,418万円余となりました。

3目原水施設費は、自動水質監視装置などの施設改良工事の増により1,723万円余、19.

7% 増の 1 億451万円余となりました。

4目配水施設費は、配水管更新工事の減により7,620万円余、9.1%減の7億6,136万円余となりました。

次に、2項企業債償還金、1目企業債償還金は、5,485万円余、7.9%増の7億4,924万円余となりました。

この結果、表の下に記載いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億4,073万9,567円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,225万4,764円、過年度分損益勘定留保資金3億3,893万1,373円及び当年度分損益勘定留保資金6億2,955万3,430円により補てんいたしました。

令和2年度に実施した主な建設改良費につきましては、下の表になっております。

以上が令和2年度水道事業会計決算の概要でございます。

よろしく御審議の上、認定くださりますよう、お願い申し上げます。

- ○議長(酒井良信君) 続いて、認定案第4号について提案理由の説明を求めます。 牧野病院事務部長。
- ○病院事務部長(牧野 悟君) 「認定案第4号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算」について御説明いたします。

御説明に入る前に、令和2年度の病院事業の概略から申し上げます。

初めに、常勤医師数の状況から申し上げますと、令和2年度では、4月当初に千葉大からの整形外科の医師1名の交代がありましたが、外科については当年度においても医師の派遣がなく、また、整形外科の医師1名の退職により、前年度に対し1名減の17名体制で運営いたしました。

経理面では、新型コロナウイルス禍の中、患者の受診控えの影響を受け、医業収益は、前年度に対し1億9,176万円余の減額となりましたが、新型コロナウイルス感染症対応に関わる補助金などの特別利益や給与費、材料費などの医業費用の減により5,116万円余の赤字決算となりました。

事業面では、正面玄関での振り分けによる発熱外来診療やドライブスルー形式によるPC R検査など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応を行う中、あり方検討委員会の答申 を踏まえました公立長生病院中長期ビジョンを策定し、病院が目指すべき姿の達成に向け、 改善の取組みを始めました。

整備面では、老朽化によるC棟の真空式温水ヒーターの取替えや、医療機器については、

据置型デジタル汎用 X 線透視診断装置の更新など、全10品を購入いたしました。

それでは、決算の概要について御説明申し上げます。

決算の概要18ページを御覧ください。

初めに、上段の表、業務量の状況でございますが、1. 病床数は180床でございますが、 B棟の病室52床を休床としているため、128床で運用しております。

2. 年間患者数については、入院の年間延べ患者数は、前年度に対し3,116人、9.2%減の3万607人、1日平均83.9人となりました。こちらには記載がございませんが、病床利用率は46.6%、休床を除く128床で換算しますと65.5%でございます。また、外来の年間延べ患者数は、前年度に対し7,875人、9.1%減の7万8,353人、1日平均322.4人となりました。新型コロナウイルス禍の中、入院患者、外来患者数ともに、当初予算における予定量を大きく下回りました。

次に、病院事業収益及び費用について御説明申し上げます。

まず、病院事業収益でございますが、下段の表を御覧ください。こちらは税抜き表示となっております。

1 款病院事業収益は、前年度決算額に対し1億6,015万1,087円、4.9%減の30億8,101万1,648円でございます。

1 項医業収益は、前年度決算額に対し1億9,176万円余、7.9%減の22億4,361万円余となりました。

その内訳として、1目入院収益は、前年度決算額に対し1億427万円余、7.7%減の12億4, 478万円余となりました。

2目外来収益は、前年度決算額に対し7,503万円余、9.3%減の7億3,383万円余となりました。

3目その他医業収益は、個室等の差額ベッド収益や、住民検診などの公衆衛生活動収益、 人間ドック等の医療相談収益等でございますが、これらも緊急事態宣言による検診の休止な どによる患者数の減少により、前年度決算額に対し1,237万円余、9.6%減の1億1,699万円 余となりました。

4目市町村負担金は、救急医療に関する経費として、前年度決算額に対し7万円余、0. 1%減の1億4,800万円余となりました。

2項医業外収益は、前年度決算額に対し6,752万円余、8.4%減の7億3,825万円余となりました。

その内訳として、1目受取利息配当金は、定期預金の利息で、前年度決算額に対し1万円余、16.9%減の7万円余となりました。

2目市町村負担金は、前年度決算額に対し3,995万円余、6.4%減の5億8,865万円余を負担していただきました。この負担金は、企業債利子償還金等の充当分や、小児医療に要する経費など、運営費としての負担分ですが、前年度にC棟建設に係る企業債の繰上償還に伴う借換債の返済が完了したことなどから減額となっております。

3目補助金は、千葉県からの救急基幹センター運営に係る補助金などで、前年度決算額に対し67万円余、4.9%増の1,434万円余となりました。

4目長期前受金戻入は、資産の減価償却費に含まれる負担金等相当額を収益化したもので、 1億924万円余となりました。

その他医業外収益は、自動販売機の売上手数料や、他の医療機関への医師派遣料などで、 前年度決算額に対し2,394万円余、60.7%減の1,549万円余となりました。

6目売店収益は、前年度決算額に対し377万円余、26.6%減の1,043万円余となりました。

3項特別利益、1目その他特別利益は、新型コロナウイルス感染症対応に関わる国・県などからの補助金や、令和元年の台風15号被害に関わる建物災害共済金などで9,914万円余となりました。

次に、病院事業費用について御説明いたします。

19ページの表を御覧ください。

1 款病院事業費用は、前年度決算額に対し4,168万1,907円、1.3%減の31億3,217万8,079円でございます。

そのうち、1項医業費用は、前年度決算額に対し1億2,866万円余、4.2%減の29億3,414 万円余を執行いたしました。

内訳として、1目給与費は、看護師の勧奨退職等による職員数の減により、前年度決算額に対し1億2,264万円余、6%減の19億1,881万円余となりました。

2目材料費は、前年度決算額に対し2,421万円余、5.7%減の4億18万円余を執行いたしま した。減額の要因は薬品費で、入院患者の減に伴う使用料の減少によるものでございます。

3目経費は、前年度決算額に対し1,894万円余、4.9%増の4億924万円余を執行いたしました。増額の主な要因は、人材派遣に関わる委託料の増によるものでございます。

4目減価償却費は、前年度決算額に対し890万円余、4.5%減の1億8,905万円余。

5目資産減耗費は、医療機器の更新に伴う除却としての固定資産除却費の増により、前年

度決算額に対し905万円余、219.1%増の1,319万円余となりました。

6目研究研修費は、医師等の学会への参加経費などで、前年度決算額に対し89万円余、1 9.7%減の364万円余を執行いたしました。

2項医業外費用は、前年度決算額に対し2,007万円余、19.5%増の1億2,297万円余となりました。

内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、元本の減に伴い、前年度決算額に対し 259万円余、31.1%減の575万円余となりました。

2目売店費用は、売上げの減少による仕入れの減により、前年度決算額に対し400万円余、 35.7%減の723万円余。

3 目雑支出は、消費税計算で控除できない仮払消費税や修学資金返還の免除による損金処理などにより、前年度決算額に対し2,733万円余、37.5%増の1億31万円余となりました。

4目長期前払消費税勘定償却は、4条分の消費税計算で控除できない仮払消費税などの償却分で、前年度決算額に対し65万円余、6.3%減の966万円余となりました。

3項特別損失、1目その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる資機材の整備や医療従事者の慰労金などで、7,506万円余を執行いたしました。

この結果、損益計算では、特別利益と特別損失を除いた、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和2年度の経常損益は、7,524万4,420円の損失となり、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和2年度純損益は、5,116万6,431円の純損失となりました。

下段の決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。 続きまして、20ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。こちらは税込表示となります。

初めに、上段の表の資本的収入から御説明いたします。

1 款資本的収入は、前年度決算額に対し1億5,525万5,000円、72.2%減の5,985万5,000円 でございます。

その内訳として、1項企業債は、指導管理算定フォローシステム導入の財源に充てたもので、皆増の780万円。

2項市町村負担金は、企業債元金償還金と建設改良に要する経費として、繰出基準に基づき負担いただいたもので、前年度決算額に対し1億5,825万円余、75.2%減の5,205万円余となりました。

3項修学資金貸付金返還金は、令和2年度はございませんでした。

次に、下段の表、資本的支出について御説明いたします。

1 款資本的支出は、前年度決算額に対し 2 億3,918万3,673円、67.9%減の 1 億1,318万9,8 70円でございます。

その内訳として、1項建設改良費、1目資産購入費は、医療機器等の整備で、前年度決算額に対し929万円余、26.5%増の4,429万円余を執行いたしました。導入した主なものは、据置型デジタル汎用X線透視診断装置や指導管理算定フォローシステムなど、全10品を整備いたしました。

2項企業債償還金は、前年度決算額に対し2億4,727万円余、78.5%減の6,769万円余。

3項投資、1目その他投資は、修学資金として看護学生1名の貸付金で、120万円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,333万4,870円は、当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額28万8,194円並びに過年度分損益勘定留保資金5,304万6,676円 で補てんいたしました。

以上が、令和2年度病院事業会計決算の概要でございます。

よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 以上で、認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。 ここで、監査委員に監査報告を求めます。

白井代表監査委員。

○代表監査委員(白井伸夫君) 監査委員を務めております白井でございます。

監査報告を申し上げます。

去る7月26日、組合管理棟第1研修室におきまして、議会選出の小倉監査委員と共に令和2年度の長生郡市広域市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算と、もう一件は、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性について審査を行いました。それらの審査の結果について申し上げます。

まず、各会計の決算についてでございますが、決算に関わる関係帳簿などは関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道・病院事業の経営健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いた しましたところ、両事業会計とも資金不足比率は算定されないことから経営の健全性が認め られましたので、8月16日付で決算並びに経営健全化意見書を管理者に提出したところでご ざいます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に係わる所見と経営健全化審査意見につきましては、 審査意見書に取りまとめてございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で監査報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これ に付託して閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号について、これより質疑に入りますが、詳細な質疑については、決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査、質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

1番中山和夫君。

- ○1番(中山和夫君) 報告第3号にも関連してまいりますが、決算書の23ページ、24ページ、 最終処分場費委託料の事故繰越額786万5,000円の道路改修測量設計委託料について3点伺い ます。
  - 1点目は、事業の具体的内容について。
  - 2点目は、予算化については補正予算で行ったのか、またはその他の方法で行ったのか。
  - 3点目は、事故繰越しにした経緯について教えてください。

以上、3点です。

○議長(酒井良信君) 当局の答弁を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) それでは、1点目の事故繰越しとしなかった今回の委託の内容に ついてでございますが、今、大沢にございます最終処分場のエコパーク、これが今稼働して おりますが、そこのエコパークの延命化のために嵩上げ工事の地元同意に関わり、地元から 周辺道路の拡幅の強い要望が出たことによるものであります。

本道路は、県道五井本納線、茂原北インターチェンジに近いところにありますけれども、 それと千葉茂原線、茂原長柄スマートインターチェンジができたところになりますけれども、 そこを結ぶ主要道路でありまして、エコパーク長生建設の当初に地元から拡幅要望があった 部分を、協議の結果縮小して、残った400メーター区間の大沢地先にあります茂原市道2級2 7号線になります。その区間の400メーターについて、区間の現況測量、地盤調査、実施設計 を道路改修測量設計等委託として執行したものでございます。

2点目について、執行について予算化せずに執行残で対応させていただきました。

エコパーク長生は、令和5年度に埋立てが終了する見込みで、新最終処分場は令和7年度に完成する予定であることから、エコパーク延命化はどうしてもこれは必要なものになります。当該執行はごみの処理に大きく影響することでもありますので、地元交渉を円滑に行うために急を要して、その令和5年度のエコパークの延命化に間に合わせようとしているものでございます。

また、同じ最終処分場の同じ節内で執行した生活環境影響調査の入札差金が生じていたこと、また、予算課目の款項に増減がないことから、補正で予算措置せず執行残で行いましたが、今後、改めて適切な執行を行うよう検討してまいりたいと考えております。

事故繰越しの経緯でございますが、繰越明許としなかったのは、令和2年度最後の議会である2月26日の時点で年度内の完了を見込んでおりました。さらに、令和2年度内の完了が見込めない時点で補正予算措置を専決し、繰越明許費を設定しなかったのは、令和2年度内での完了ができなかったものの、令和3年度序盤での完了が見込めたためでございます。

以上でございます。

- ○議長(酒井良信君) 1番中山和夫君。
- ○1番(中山和夫君) 1点目の工事の内容ですけれども、地元の条件整備というようなことで、これは了解しました。

2点目についてですけれども、これは執行残でやったというようなことでございますけれども、これは確かにエコパーク長生の関連事業であることは間違いありません。しかしながら、この予算を見ましても780万近くの委託が出て、この後に当然にして事業が執行されるわけですから、大変大きな事業費が想定されます。そのようなことになりますと、これはやはり補正予算等を使った中で、議会の議決を経た中で執行すべきだと、私はそのように思っ

ていましたけども、今、答弁の中で、今後、十分検討するというようなことでしたから、これも了解しました。

次に、この事故繰越しをした工期はいつまでになっているのか、お願いします。

- ○議長(酒井良信君) 秋葉事務局長。
- ○事務局長(秋葉紀裕君) 工期ですが、令和2年11月9日に執行決裁し、令和2年12月14日 に指名入札を経て契約し、年度末での履行をしていたんですけれども、それが令和3年6月 11日に完了し、6月30日に委託料の支払いを済ませております。
- ○議長(酒井良信君) 1番中山和夫君。
- ○1番(中山和夫君) 6月に測量設計委託が終わったというようなことです。具体的に地元の条件整備というようなことですから、令和3年度の当初予算に載っておるのかとか、ちょっと私は確認してございませんけれども、できるだけ早くこの執行ができるように対応をお願いしたいと思います。これは要望です。
- ○議長(酒井良信君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、認定第1号の質疑は終わります。 続いて、認定第2号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、認定案第2号の質疑は終わります。 続きまして、認定案第3号について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、認定案第3号の質疑は終わりにします。 続いて、認定案第4号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ、認定案第4号の質疑は終わります。 お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するにあたり、委員構成は議会運営委員会の意向を尊重し、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成することに決定しま した。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、 議長において指名します。

2番岡沢与志隆君、3番向後研二君、4番小久保ともこ君、8番森佐衛君、10番中村勇君、12番阿井市郎君、14番大多和正之君、16番鶴岡喜豊君、18番大倉正幸君。

お諮りいたします。

以上9名を決算審査特別委員会委員に指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

14時10分といたします。

すみません、ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方は、第2研修室にお集 まりください。

午後 1時 53分休憩

午後 2時 10分再開

○議長(酒井良信君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に18番大倉正幸君、副委員長に3番向後研二君が選ばれましたので、御報告いたします。

日程第12「議案第1号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第1号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計 補正予算(第1号)」について、御説明申し上げます。 補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、債務負担行為ですが、当水道事業で委託している水道料金徴収等業務の委託期間が令和4年9月末で満了となることから、新たな水道料金徴収等業務受託事業者の選定にあたり、業務の移行期間を確保するため本年度に入札を行いたく、来年度から令和9年度までの5年間の水道料金徴収等業務に係る債務負担額9億5,920万円を計上するものでございます。

以上、令和3年度水道事業会計補正予算(第1号)の説明といたします。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、 委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。 次に、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ質疑を終わりにします。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) なければ討論を終わります。

これより採決いたします。

「議案第1号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」を 原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、9番今関澄男君については暫時退場を願い

ます。

## (今関澄男議員暫時退場)

- ○議長(酒井良信君) 提案理由の説明を求めます。管理者、田中豊彦君。
- ○管理者(田中豊彦君) 「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」提 案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました小倉利一氏が令和3年8月26日をもって退任 されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります今関澄男氏を監査委員に選任いた したく、議会の同意を求めるものでございます。

今関澄男氏は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛 同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました小倉氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、 委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

「議案第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意する ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は同意されました。

今関澄男君の入場を認めます。

(今関澄男議員入場)

○議長(酒井良信君) 9番今関澄男議員にお知らせいたします。監査委員の選任について、 同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。今関澄男監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員(今関澄男君) ただいま監査委員の御同意をいただきました睦沢町の今関と申します。

何分にも不慣れでございますので、皆様方のお力添え、御協力により職責を全うしたいと 考えます。皆様方の御協力を切に、重ねてお願い申し上げ、甚だ簡単ですが挨拶といたしま す。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井良信君) 日程第14「議案第3号教育長の任命につき同意を求めることについて」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第3号教育長の任命につき同意を求めることについて」御説 明申し上げます。

本案は、当組合の教育長であります内田達也氏の任期が本年8月31日で満了となったことから、改めて内田達也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

内田氏は長年教育や教育行政に携わり、当組合の教育長に適任と考えるものでございます。 よろしくお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

「議案第3号教育長の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに とに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は同意されました。

日程第15「議案第4号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第4号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員であった牧野敬一氏が令和3年6月18日付で辞職されたことから、現在、欠員となっております教育委員会委員に長柄町教育委員会教育長の石川和 之氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

石川氏は長きにわたって学校教育に携わり、教育への広い見識を持たれております。また、 平成31年4月より長柄町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考 えるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(酒井良信君) 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

「議案第4号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒井良信君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は同意されました。

日程第16「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を議題といたします。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長、常泉健一君から報告を求めます。常泉健一君。

○公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長(常泉健一君) 公立長生病院の経 営に関する調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、第3回を2月26日の第1回議会定例会後に、第4回を6月29日午後1時30分より、組合管理棟ふれあいホールにおいて、病院事業管理者ほか関係職員の出席を求め開催をいたしました。

第3回では、「普通交付税について」と「病院事業キャッシュ・フローの推移について」 の報告を受けましたので、その経緯と内容について報告をいたします。

初めに、当局から、市町村の地方交付税のうち病院事業分の普通交付税について、提案のあった資料を基に以下の説明がありました。

「構成市町村の財政担当課に確認したところ、病院事業分としての明確な金額は出ないということで、市町村からいただいた普通交付税に関する数値を按分の方法により算出し、病院分とされる交付税額の資料を作成した。交付率は基準財政需要額に対しての交付税額として表記し、按分した病院事業分の普通交付税額は、令和2年度分は市町村負担金7億8,871万7,000円のうち、普通交付税が7市町村の合計で4,848万円であった。交付税が負担金に占める割合は、最も少ない茂原市で4.2%の2,196万2,000円、最も多い睦沢町で12.61%の467万6,000円、7市町村の全体として6.15%であった。令和元年度と平成30年の資料も添付してあるが、いずれも全体の負担金に対する割合は7%程度であった。」

引き続き当局から、公営企業の会計処理についてと病院事業キャッシュ・フローの推移について、提出のあった資料をもとに以下の説明がありました。

「一般会計では、当該年度の現金収支に基づき会計処理を行っているが、公営企業会計では現金収支にかかわらず、発生の事実に基づき会計処理を行っている。例として、減価償却費のように、医療機器などの固定資産を取得したときに一括して計上せず、その資産を耐用年数に応じ定額法により費用配分する。このように予算として費用計上をするが、実際には現金の支出を伴わない費用を内部留保資金として医療機器などの再投資への原資としている。

また、一般会計では、年度内の歳入歳出を差し引いたものを繰越金として次年度予算に反映しているが、公営企業会計では企業活動に要するものを計上する収益的収支、俗に言う3条予算と、企業活動以外に建設改良費や投資などを計上した資本的収支の4条予算とに区分し、資本的収支が不足するときは、補填財源という形で内部留保資金等を財源として充てている。

キャッシュ・フローは平成26年度から作成が義務づけられており、企業会計における財政 状況を示す諸表のうちの1つとして、当該年度の運用資金としている預金現金の動きを示し た計算書となっている。平成26年度には8億6,200万円余であった預金現金の期末残高は、 平成27年度以降の損益により、令和2年度末では3億7,800万円余の見込みとなっている。 企業債の未償還残金の期末残高は令和元年度末で5億1,882万円余となっており、借入内容 は新A棟建設工事、旧A棟解体工事及び中央駐車場整備工事によるもので、長生病院の借入 金としては、現在はこの企業債のみとなっている。令和元年度末における累積欠損金43億1, 898万円余は会計処理上の数値であり、欠損金は借入金などの補填ではなく、公営企業会計 制度上での保有現金がない状況であることを御理解をいただきたい。」

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず初めに、「市町村負担金7億8,800万円余のうち、普通交付税を差し引いた7億4,000万円余が各市町村からの支出で間違いないか。」との質疑に対し、「算出方法を按分した場合の病院事業に対する交付税額は4,800万円余となるので、残りを各市町村の自主財源で賄っていることになる。」との答弁がありました。

続いて、「令和3年度予算でB棟に関する予算計上があったが、今後の計画は。」との質疑があり、「現状から申し上げると、B棟には急性期病院としての役割を果たす上で必要な手術室、入院患者の給食をつくる厨房、病院の変電設備などがある。しかし、耐震基準の問題や老朽化による排水設備の不良等により、B棟4階の病棟は現在休床としており、手術室等についてもいつ使えなくなってもおかしくない状況である。早急にB棟建替えの検討を行っていただきたく、どの程度の規模で、どの程度の費用がかかるかなど試算し、検討を進め

ていきたいと考えている。」との答弁に対し、「特別委員会としては現地を視察し、検討の 資料にしたい。」との提案がありました。

同じくB棟に関し、「B棟は経営上中心的な機能、設備、役割を担っているが、一番の問題は老朽化なのか、雨漏りなのか。」との質疑があり、「一番問題となっているのは耐震の問題であり、B棟は耐震基準を満たしておらず、且つ、全てにおいて老朽化しており、大規模な改修を進めていくべきかを考えると、建替えが好ましいという判断をした。」との答弁がありました。

また、「B棟の老朽化により52床を休床しているが、180床に戻すことで経営が成り立つのか。」との質疑に対しては、病院事業管理者から、「現在の稼働病床は128床で、その内訳は、急性期病床が98床、包括ケアが30床となっている。病床が少なければ人員も当然削減ができ、それが費用削減につながっていく。あり方検討委員会では、その分岐点として、現在の病床数が収入支出のバランス的によいのではということで、中長期ビジョンに128床と入れさせてもらった。」との答弁がありました。

第4回では、茂原市議会の改選により不在となっていた委員長の互選があり、私、常泉健一が再度、選任されました。また、「一般及び救急外来の市町村別患者数について」報告を受けましたので、その経緯と内容について報告をいたします。

初めに、当局から、過去5年間の一般外来と救急外来の市町村別患者数について、提出のあった資料をもとに以下の説明がありました。

「令和2年度の一般外来患者数は延べ7万8,353人で、これには人間ドック、健康診断などの患者数も含まれており、この市町村別の内訳は、茂原市が4万4,915人で57.3%、一宮町が2,496人で3.2%、睦沢町が2,373人で3.0%、長生村が5,154人で6.6%、白子町が7,025人で9.0%、長柄町が1,715人で2.2%、長南町が2,971人で3.8%、長生郡市以外は1万1,704人で14.9%となっている。令和2年度を除く4年間は、年間約8万8,000人程度で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により大きく減少した。

同じく令和2年度の救急外来患者数は延べ3,362人で、この市町村別の内訳は、茂原市が1,860人で55.3%、一宮町が169人で5.0%、睦沢町が160人で4.8%、長生村が278人で8.3%、白子町が226人で6.7%、長柄町が124人で3.7%、長南町が152人で4.5%、長生郡市以外は393人で11.7%となっている。過去5年間の救急外来患者数は年度により市町村別の構成割合に若干の変動を生じるが、年間約3,300人程度で推移している。」

以上の説明に対しては、特に質疑はありませんでした。

また、講演会開催についての協議を行い、講師は千葉大学附属病院の井上副院長にお願いし、長生病院の実情も踏まえ、公立病院の運営の在り方などについてのお話をいただくということで、事務局が開催時期、方法等について調整することとなりました。

これらを踏まえ、本委員会といたしましては、引き続き長生病院の現状並びに課題の把握 に努め、病院事業の経営に関する調査・研究をすることといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長(酒井良信君) 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製にあたり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井良信君) 異議なしと認めます。

これをもって、令和3年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。 御苦労さまでした。

午後 2時37分閉会